

2026 年 6 月 17 日
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

当社の元代表取締役会長の不適切な言動等に関する取締役の処分等について

当社の元代表取締役会長が、職制上の下位者に対してハラスメント行為に該当する不適切な言動等を行ったことについて、他の取締役が同会長の発言を制止せず、被害を防止できなかったことから、下記の通り処分等を行うことを取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

処分の概要

代表取締役社長 月額報酬の 20% 2 か月 減額

なお、他の常勤取締役については、各取締役の申入れに基づき、役職に応じた比率で報酬の一部自主返納を行います。

また、常勤監査役からも監査役月額報酬の一部を自主返納する旨の申入れがありました。

以上